

鎌ケ谷市議会議員

芝田ひろみ



主な公職歴

鎌ケ谷市議会議員 議会運営委員会委員長

予算審査特別委員会委員長

総務常任委員会委員（現）

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合議員・監査委員（現）

ひとりひとりの心に寄り添って

芝田ひろみの一般質問（令和2年定例会6月会議）

新型コロナウイルス感染症対策について

強い感染力で世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、日本でもすでに1万8000人を超す感染が確認され、さらに新たな感染が続いている。鎌ケ谷市でも4月10日に初めて感染が報告され、これまでに16名の感染が確認されている。（6月末日現在）

今回の一般質問は多くの議員が新型コロナウイルス感染症について質問を行ったため、芝田は、「感染症対策に係る市の体制」と「公共施設の利用、イベントの開催などの対応について」に項目を絞って質問を行った。

なお、今回の一般質問は感染症予防対策の一貫として長時間会議を避けるため質問時間を30分程度にして行った。

感染状況に応じて市は体制を整備

令和2年1月16日に国内で初のウイルス感染が厚生労働省から報告され、感染者数が徐々に増加する中、同月31日には県内でも初めての感染者の報告があった。鎌ケ谷市では、感染者状況等を基に段階に応じて体制を整備してきた。

市の感染症対策会議では、感染症発生状況等の情報共有を図るとともに、感染症予防対策、イベントの中止、公共施設の臨時休館・再開、臨時休校・再開、特別定額給付金給付等について協議や決定を行った。

鎌ケ谷市の新型コロナウイルス対応等

1/16	国内で初の感染者患者報告
1/31	千葉県内で初の感染者患者報告 鎌ケ谷市緊急事態対応計画による注意体制
2/3	対策会議を設置（同計画に基づく）
2/10	鎌ケ谷市緊急事態対応計画による警戒体制 警戒本部に移行（同計画に基づく）
2/25	鎌ケ谷市緊急事態対応計画による非常態勢 対策本部に移行（同計画に基づく）
4/7	国が緊急事態宣言発令（千葉県を含む7都府県） 特別措置法に基づく対策本部に移行
4/10	鎌ケ谷市で初の患者報告
5/4	緊急事態宣言期間延長決定
5/11	市議会5月会議 感染症対策関連議案等可決
5/12	県内で1番に特別定額給付金振り込み開始
5/25	緊急事態宣言解除 対策本部に移行（市計画に基づく）
6/26	市議会6月会議 感染症対策関連議案等可決

公共施設の利用

公共施設の休館措置については3月1日から社会福祉センターを、2日から児童センター、子育て支援センター、コミュニティセンター、身体障がい者福祉センターを、3日から公民館、図書館、福太郎アリーナ、きらり鎌ケ谷市民会館、郷土資料館の各施設等の休館を開始した。

その後、緊急事態宣言の発令等により休館期間を延長した後、5月

25日の緊急事態宣言の解除を受け、一部の利用制限と感染防止対策を行った上で、6月1日を基本的な開館時期とした。

なお、使用料の取り扱いは、新型コロナウイルス感染症を理由として施設の使用を取りやめた場合と休館措置により使用ができなくなった場合は従来どおり振替による対応に加え、返金にて対応をした。

不特定多数参加のイベント
年末まで中止・延期

○会議開催の基本方針

市主催の会議は、6月中は極力自粛するものとした。7月1日以降は、感染防止策の徹底を図りながら開催し、開催にあたっては、緊急性、必要性が高いものを優先し、不要不急のものについては、引き続き開催しない。

○イベント開催の基本方針

市主催のイベントは、国、県の考え方を参考に、開催の可否を決定。不特定多数の参加があるなど管理が困難なイベントは、令和2年12月末日まで原則中止、延期とした。

また、市以外の団体などが主催する場合についても、市主催のイベントと同様の対応について協力を要請。

○イベントは一人当たり3.14㎡確保

上記で示した以外のイベントを開催する場合は、国や千葉県の考え方にに基づき判断する。

屋内の場合、施設の定員数の半分、若しくは、1人につき2mの間隔を取り、3.14㎡相当を確保すること。定員数の半分の積算と、間隔をあけた場合の利用可能人数を比較し、いずれか少ない人数を上限とする。屋外については屋内と同様の人との間隔を確保して積算する。人数制限については3週間ごとに段階的に緩和する対応を基本としている。

○きらりホールは席数の1/3利用可能

きらりホールと福太郎アリーナ（市民体育館）はそれぞれに別途基準を定めた。きらりホールは、席数の1/3にあたる180名を利用可能人数とした。福太郎アリーナは、激しい運動を行う場合はより一層の距離を開ける必要があり、アリーナは面積を基準に130名、観客席はアリーナからの移動者も見込まれる場合、席数の1/3のさらに50%となる200名とした。

令和 2 年 5 月臨時会議・6 月会議

子育て世帯

子ども一人につき 5000 円給付

ひとり親世帯

市から 2 度目の給付に加え国の給付も

6 月会議では更なる新型コロナウイルス感染症の経済対策として、子育て世帯への給付金が決定した。給付金の総額は 2 億 2600 万円。

○市の事業

所得制限無しで児童手当を受給している子育て世帯に子ども一人当たり 5000 円を給付。（対象は令和 2 年 6 月の支給がなされた世帯）

5 月に続いて、児童扶養手当を受給するひとり親世帯に、児童一人に 4 万円、二人の場合は 2 万円加算、三人以上は 1 人増加するごとに 1 万円加算の支給を行う。（対象は令和 2 年 9 月の支給がなされる世帯）

○国の事業

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に児童一人に 5 万円、一人増加するごとに 3 万円加算し支給。遺族年金等の受給で児童扶養手当を受けていない世帯も含む。（対象は令和 2 年 6 月の支給がなされた世帯）さらに、収入が減少した世帯には 5 万円の給付を行う。

相続未登記の家屋土地
代表者指定届の提出を義務化

相続登記が済んでいない土地や家屋の相続人等に相続人代表者指定届の届け出を義務化するもので、10 万円以下の罰則規定が適用される。申告の期限は、相続を知った日の翌日から 3 か月を経過した日まで。

土地や家屋の課税に関しては、所有者不明土地の増加によって、市町村の調査の負担が大きくなっていることや、課税の公平性の観点から問題が生じていることなどがあり、この課題の解消に向けて法律と条例が改正されたもの。

これまでは、土地や家屋の相続が発生した場合、市町村側が相続人代表者指定届を相続人に発送していた。鎌ケ谷市では年間で 200 件から 300 件程の発送をしている。発送しても届出がない場合には調査を実施するが、1 件の処理に 2 か月から 3 か月程度要し、複雑なケースの場合調査に 1 年以上かかるものもある。

罰則規定の適用は、何度申告書を送付しても故意に提出しないなどのケースが想定されるが、他市の状況等を踏まえて判断するとした。

市議会議員、市長、副市長、教育長
報酬等削減

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けている市民や事業者への支援に要する経費として活用するため削減するもの。

報酬等の削減は 10% で 7 月から 12 月までの 6 か月間について実施。また、市議会では今年度の視察研修を中止し、政務活動費も半減する。これにより、総額で 1380 万円程の財源の確保することとなる。

感染症対応で国から 8 億円交付へ
基準日以降生まれの子に給付検討

国の第 2 次補正予算分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は鎌ケ谷市に対し 8 億円程の交付限度額が示された。

家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分が 3 億 7600 万円。新しい生活様式等への対応分が 4 億 2300 万円。これらについて市で独自の事業計画を策定し、国から内容が認められた場合に交付される。早期の交付を目指す場合は 7 月中の計画提出が必要。

鎌ケ谷市では、特別定額給付金給付の基準日翌日の 4 月 28 日以降に生まれた子どもに対する給付金なども含めて検討している。

5 月臨時会議 日程前倒し開催
特別定額給付金の給付等を決定

新型コロナウイルス感染症対策として、5 月臨時会議は日程を 10 日前倒しして 5 月 11 日に開催された。

審議した事業は、総額で 114 億円を超す、一律 10 万円の特別定額給付金、子育て世帯・ひとり親家庭への給付金、中小企業への支援策、生活保護家庭への学校給食費分の支給の補正予算など。

日程の前倒しや給付手続きの工夫もあり、鎌ケ谷市の特別定額給付金の給付開始は、オンライン申請では県内 37 市の中で 1 位、郵送申請でも 8 位となり、6 月 12 日には全世帯の 86.6% の給付を完了し、多くの市民への給付を早急に実施した。

また、市議会から国へ「新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書」を提出し対応の強化を求めた。意見書では、医療機関への支援、検査体制の整備、治療法の確立やワクチンの開発などの 8 項目を掲げた。

会議はマスクを着用することとし、議席の間隔を空けたうえに議場のドアを開けて、人数も最小限にするなどの対応策をとって開催した。なお 6 月会議も同様の対策を行った。

マイナンバーカード
キャッシュレス決済 25% のポイント
年齢制限なく利用可能

マイナンバーカードを使って指定したキャッシュレス決済について、25%（上限 5000 円）のポイントを与えるもの。使用期間は本年 9 月から令和 3 年 3 月末まで。年齢制限なく利用可能で、通学定期のチャージ時にもプレミアムポイントが付与される。

利用方法はまずマイナンバーカードを取得したうえでマイキー ID を設定、使用するキャッシュレス決済を一つ選択する。チャージや物品の購入で 25% のプレミアムポイントが付与される。

マイナンバーカードの取得とマイキー ID の設定は一部のスマートフォンやパソコンからも可能だが、パソコンはカードリーダーが必要。また、市役所でも特設ブースを設置しマイキー ID 取得等の支援を実施する。ちなみに、マイナンバーカードの取得には 1 か月ほどかかる。



芝田ひろみ市政報告会

7 月 26 日（日）13:30～15:00 中央公民館学習室 1 会議のご報告

* 感染症対策を実施し開催しますが、感染状況によっては中止とさせていただきます。また、施設利用の基準により人数制限があり入室をお断りする場合もございます。ご来場の際はマスクの着用をお願い致します。



ご意見、ご要望をお聞かせください。

TEL/FAX
047-779-0884E-mail
shibatahiromi@jcom.home.ne.jp

E-mail



Instagram

